### 4 不動産取得税に関する調

# (1) 家屋に関する調

	Ø	分	価額の全額規定する分	が 法 第 73 条 た 税 点 に 満 カ ①	の 15 の 2 に と な い も の	第 12 項 に よ る i	読替えを含む。〕	第11条第9項及び )から第3項まで この価格の全額が 全額以下のもの
			件 数	面積	価格(エ四)	件 数	面 積	価格(エ四)
		専用住宅	11	(m²) 55	(千円)	1, 997	(m²) 182, 476	(千円)
		住宅部分		0	2, 029	1,991	182, 470	14, 000, 580
	建	併用 非住宅部分		0	0			
		住宅	0	0	0			
	築				525			
		その他	3	76	2, 564	1 007	109 476	14 606 596
木	分		14			1, 997	182, 476	14, 606, 586
		住宅		55	2, 029			
		非住宅		21	535	100	47,005	1,000,150
		専用住宅	4	210	421	462	47, 095	1, 236, 150
	承	住宅部分		0	0			
		住宅		0	0			
	継	小計	0	0	0			
造		その他	4	236	143			
	分	小計	8	446	564	462	47, 095	1, 236, 150
		住宅		210	421			
		非住宅		236	143			
	l	計 A	22	522	3, 128	2, 459	229, 571	15, 842, 736
		住宅		265	2, 450			
		非住宅		257	678			
		専用住宅	4	11	361	547	36, 656	3, 818, 070
	建	住宅部分		0	0			
		併用 住宅		0	0			
	築	小計	0	0	0			
非	~	その他	4	13	253			
	^	小 計	8	24	614	547	36, 656	3, 818, 070
	分	住 宅		11	361			
		非住宅		13	253			
		専用住宅		0	0	227	21, 021	1, 048, 246
木	承	住宅部分		0	0			
		併用 住宅		0	0			
	継	小計		0	0			
	孙企	その他		0	0			
		小 計	0	0	0	227	21,021	1, 048, 246
造	分	住 宅		0	0			
		非住宅		0	0			
		計 B	8	24	614	774	57, 677	4, 866, 316
		住 宅		11	361			
		非住宅		13	253			
台	· 計	- A + B	30	546	3, 742	3, 233	287, 248	20, 709, 052
		住 宅		276	2, 811			
	3	作 住 宅		270	931			

				法 第 73 並 び	条 の 3 に ①	から第 ,②(	73 条 の に 該	7 ま で 当 す	及 び 法る 以	に附 則 外 の	第 10 条 も の
	₽	₹_	分				3				
				件	数	面	積	価	格	1 m² 評	当たり 価額
					(1)		(m²)		(千円)	н	(円)
		専月	用住宅		309		27, 484		2, 171, 062		78, 994
	建	// FF	住宅部分				6, 152		477, 717		77, 652
		併用 住宅	非住宅部分				2, 255		148, 702		65, 943
	築		小計		48		8, 407		626, 419		74, 512
	- 1 -	そ	の他		176		12, 912		647, 604		50, 155
4-	分	小	計		533		48, 803		3, 445, 085		70, 592
1	/5	-	住宅				33, 636		2, 648, 779		78, 748
			非住宅				15, 167		796, 306		52, 503
		専月	目住 宅		1, 093		102, 726		1, 446, 577		14, 082
	承	併用	住宅部分				7, 192		105, 040		14, 605
		住宅	非住宅部分				5, 365		43, 122		8, 038
	継	-	小計		68		12, 557		148, 162		11, 799
造			の他		63		9, 113		165, 775		18, 191
	分	l –	計		1, 224		124, 396		1, 760, 514		14, 152
		<u> </u>	住宅				109, 918		1, 551, 617		14, 116
			非住宅		1 555		14, 478		208, 897		14, 429
		計	A	_	1, 757		173, 199		5, 205, 599		30, 056
							143, 554		4, 200, 396		29, 260
			住宅		246		29, 645		1, 005, 203		33, 908
		守力	住宅部分		240		18, 068 2, 970		1, 973, 440 201, 164		109, 223 67, 732
	建	併用	非住宅部分				1, 645		110, 401		67, 113
		住宅	小計		16		4, 615		311, 565		67, 511
非	築	そ	の他		245		160, 250	1	2, 753, 679		79, 586
21-			計		507		182, 933		5, 038, 684		82, 209
	分		住 宅				21, 038		2, 174, 604		103, 366
		-	非住宅				161, 895	1	2, 864, 080		79, 459
		専月	目住 宅		1, 504		102, 732		4, 270, 014		41, 565
木	承		住宅部分				20, 106		787, 354		39, 160
	丹	併用 住宅	非住宅部分				10, 878		318, 368		29, 267
	-Shle	11. 0	小計		84		30, 984		1, 105, 722		35, 687
	継	そ	の他		204		71, 555		1, 809, 174		25, 284
		小	計		1, 792		205, 271		7, 184, 910		35, 002
造	分		住 宅				122, 838		5, 057, 368		41, 171
		100	非住宅				82, 433		2, 127, 542		25, 809
		計	В		2, 299		388, 204	2	2, 223, 594		57, 247
		住	宅				143, 876		7, 231, 972		50, 265
		非	住 宅				244, 328	1	4, 991, 622		61, 359
슫	計言	† A	+ B		4, 056		561, 403	2	7, 429, 193		48, 858
		住	宅				287, 430	1	1, 432, 368		39, 774
		非(	主宅				273, 973	1	5, 996, 825		58, 388

					招	ts c	ß	Ŷ.	1	額	
	×	<u>.</u>		で並びに法附則第1 第9項及び第12項を	から第8項まで及び9 1条等の課税標準の4 除く。) に該当する ) を 除 。	特例(法附則第11条 もの(②⑤に該当す	及び第12項に 第3項まで及	第1項(法附貝 よる読替えを び第5項に該 するもので	含む。)から る当するもの	ni n	
				<i>(t</i> -	44-	<u> </u>	I+I-	5		4+5	6
				件	数 全額控除	控 除 額	件	数 全額控除	控 除 額	件 数	控 除 額
				適用件数	のもの(ロ)	(千円)	適用件数	のもの(^)	(千円)		(千円)
		専月	住宅	3	0	10, 795	172	3	1, 618, 280	175	1, 629, 075
	建	/)/- ITI	住宅部分			2, 207	54	0	398, 363	54	400, 570
		併用 住宅	非住宅部分			1, 291					1, 291
	築		小計	2	0	3, 498	54	0	398, 363	56	401, 861
	*	そ	の他	1	0	383	0	0	0	1	383
١.	$\wedge$	小	計	6	0	14, 676	226	3	2, 016, 643	232	2, 031, 319
木	分		住 宅			13, 002	226	3	2, 016, 643	229	2, 029, 645
		∌	卡住 宅			1, 674					1, 674
		専用	自住宅	1	0	2, 138	13	0	29, 260	14	31, 398
	承	/)/- ITI	住宅部分			0	10	0	37, 078	10	37, 078
		併用 住宅	非住宅部分			0					0
	継		小計	0	0	0	10	0	37, 078	10	37, 078
造	//1922	そ	の他	0	0		0	0	0	0	0
	_	小	計	1	0	2, 138	23	0	66, 338	24	68, 476
	分		住 宅			2, 138	23	0	66, 338	24	68, 476
		∌	丰住 宅			0					0
		計	A	7	0	16, 814	249	3	2, 082, 981	256	2, 099, 795
		住	宅			15, 140	249	3	2, 082, 981	253	2, 098, 121
		非	住 宅			1, 674					1, 674
		専用	自住宅	0	0	0	153	0	1, 485, 963	153	1, 485, 963
	建	/)/- ITI	住宅部分			3, 266	13	0	107, 266	13	110, 532
		併用 住宅	非住宅部分			1, 611					1, 611
	築		小計	4	0	4, 877	13	0	107, 266	17	112, 143
非		そ	の他	5	1	14, 645	0	0	0	5	14, 645
	分	小	計	9	1	19, 522	166	0	1, 593, 229	175	1, 612, 751
	J		住 宅			3, 266	166	0	1, 593, 229	166	1, 596, 495
	Щ		卡住 宅			16, 256					16, 256
		専用	自住宅	0	0		22	0		22	81, 553
木	承	併用	住宅部分	///		0	4	0	11, 847	4	11, 847
		住宅	非住宅部分			0					0
	継		小計	0	0	0	4	0	11, 847	4	11, 847
		そ	の他	0	0	0	0	0	0		0
	分	小		0	0	0	26	0	93, 400	26	93, 400
造	//	-	住 宅			0	26	0	93, 400	26	93, 400
			卡住 宅			0					0
	,	計	В	9	1	19, 522	192	0		201	1, 706, 151
		住				3, 266	192	0	1, 686, 629	192	1, 689, 895
			住 宅			16, 256					16, 256
2	計		+ B	16	1	36, 336	441	3	3, 769, 610	457	3, 805, 946
		住	宅			18, 406	441	3	3, 769, 610	445	3, 788, 016
L	į	丰 住	宅			17, 930					17, 930

				課税標	準の特例の2に規	定する1	免税点に	この額がお に満たなり	去第 73 いもの	課		税	標		準
	×	2	分	件	数	面	積	価	格	件数			左の	内 訳	(千円)
					(=)		(m²)		(千円)	(4) - (1) $-(2) - (1)$		③-⑥-⑦ (千円)	住 宅	部 分	住宅以外の部分
		専用	自住宅		22		3, 012		3, 683	,,,,,	284	538, 304		538, 304	
	Z-th-		住宅部分				0		0			77, 147		77, 147	
	建	併用 住宅	非住宅部分				0		0			147, 411			147, 411
	đơch:		小計		0		0		0		48	224, 558		77, 147	147, 411
	築	そ	の他		1		10		218		175	647, 003		0	647, 003
		小	計		23		3,022		3, 901		507	1, 409, 865		615, 451	794, 414
木	分		住 宅				3,012		3, 683			615, 451		615, 451	
		₹	非住 宅				10		218			794, 414			794, 414
		専用	住宅		3		372		187	1,	090	1, 414, 992		1, 414, 992	
	承	/a/- m	住宅部分				103		753			67, 209		67, 209	
		併用 住宅	非住宅部分				121		275			42, 847			42, 847
	継		小計		9		224		1,028		59	110, 056		67, 209	42, 847
造		そ	の他		0		0		0		63	165, 775		0	165, 775
	分	小			12		596		1, 215	1,	212	1, 690, 823		1, 482, 201	208, 622
	23	-	住宅				475		940		_	1, 482, 201		1, 482, 201	
		!_	非住宅				121		275			208, 622			208, 622
		計	A		35		3, 618		5, 116	1,	719	3, 100, 688		2, 097, 652	1, 003, 036
		住					3, 487		4, 623			2, 097, 652		2, 097, 652	
		1	住宅				131		493			1, 003, 036			1, 003, 036
		専用	住宅		19		2,092		2, 686		227	484, 791		484, 791	
	建	併用	住宅部分				156		92		_	90, 540		90, 540	100,000
		住宅	非住宅部分				83		158		1.4	108, 632		00 540	108, 632
	築	7.	小計のか		2		239		250		14	199, 172		90, 540	·
非			の他		0		0 221		0 026		244	12, 739, 034		0 E7E 221	, ,
	分	小			21		2, 331		2, 936		485	13, 422, 997 575, 331		575, 331 575, 331	12, 847, 666
		-	住宅				2, 248		2, 778 158		_	12, 847, 666		575, 551	12 947 666
			自住宅		3		210		140	1	501			4, 188, 321	12, 847, 666
木		च- /I.	住宅部分				0		0		001	775, 507		775, 507	
//<	承	併用	非住宅部分		_		0		0		_	318, 368		110,001	318, 368
		住宅	小計		0		0		0		84	1, 093, 875		775, 507	318, 368
	継	<b>マ</b>	の他		2		114		140		202	1, 809, 034		0	
		小			5		324		280	1.	787	7, 091, 230		4, 963, 828	
造	分		住宅				210		140		_	4, 963, 828		4, 963, 828	
		-	上 上				114		140		_	2, 127, 402			2, 127, 402
		計	В		26		2,655		3, 216	2.	272	20, 514, 227		5, 539, 159	
		住					2, 458		2, 918		_	5, 539, 159		5, 539, 159	
			住宅				197		298		_	14, 975, 068			14, 975, 068
台	`計		+ B		61		6, 273		8, 332	3,	991	23, 614, 915		7, 636, 811	15, 978, 104
		住	宅				5, 945		7, 541		_	7, 636, 811		7, 636, 811	
	- II		: 宅				328		791		_	15, 978, 104			15, 978, 104

	×	<u> </u>	分	減免等される前の税額	法第73条の2第7項、 第73条の27の5まで及 定 に よ り 減 5	法 ひ 免 (II)		法第73条の31の より減免	規等	定、他法の規定に を し た も の	調定額
				⑨ (千円)	件数	Ĭ	金 額 (千円)	件 数		金 額 (千円)	⑨-⑩-⑪ (千円)
		専月	自住宅	16, 139		1	;	3	0	0	16, 136
	建		住宅部分	704			(	0		0	704
		併用 住宅		7, 503			162	2		0	7, 341
	築		小計	8, 207		2	162	2	0	0	8, 045
		そ	の他	25, 870		0	(	0	1	501	25, 369
木	分		計	50, 216		3	165		1	501	49, 550
/	/-	-	住宅	16, 843		_				0	16, 840
			1 住宅	33, 373			162			501	32, 710
	-	専月	目住宅	42, 379		21	932	_	1	58	41, 389
	承	併用	住宅部分	2, 027		_	15		_	0	2, 012
		住宅		1,702		0	15		0	0	1, 689
	継	7.	小計	3, 729		0	28		0	0	3, 701
造	-		の他計	6, 627 52, 735		22	960		1	58	6, 627 51, 717
	分		住宅	44, 406			947			58	43, 401
		<b>-</b>	上 上 上	8, 329		4	13		_	0	8, 316
	J	計	<u>А</u>	102, 951		25	1, 125		2	559	101, 267
			: 宅	61, 249		7	950	+	$\overline{}$	58	60, 241
		非	住 宅	41, 702		7	175	5	_	501	41, 026
		専月	自住宅	14, 537		0	(	0	0	0	14, 537
	7-14-		住宅部分	2,716			(	0		0	2,716
		併用 住宅		4, 344			(			0	4, 344
		,	小計	7, 060		0	(	0	0	0	7, 060
非	築	そ	の他	509, 547		6	1, 600	3	13	88, 708	419, 236
		小	計	531, 144		6	1,600	3	13	88, 708	440, 833
	分		住 宅	17, 253			(	0		0	17, 253
		ŧ	1 住宅	513, 891			1, 603	3		88, 708	423, 580
		専月	1 住宅	125, 624		1	46	6	0	0	125, 578
木	承	併用	住宅部分	23, 260			(	0		0	23, 260
		住宅	非住宅部分	12, 733			(	0		0	12, 733
	継		小計	35, 993		0	(	0	0	0	35, 993
			の他	72, 349		0	(		1	1, 982	70, 367
造	分	小		233, 966		1	46	_	1	1, 982	231, 938
坦		<u> </u>	住宅	148, 884		_	46		_	0	148, 838
			作住宅 D	85, 082		_	1.04		1.4	1, 982	83, 100
	ſ	計	B	765, 110		1	1, 649	+	14	90, 690	672, 771
		生	住 宅	166, 137 598, 973		$\dashv$	1,600		_	90, 690	166, 091 506, 680
4	· 計		+ B	868, 061		32	2, 774		16	91, 249	774, 038
	μΙ	住	宅	227, 386		-	996			58	226, 332
	#		主宅	640, 675		$\dashv$	1, 778		_	91, 191	547, 706
Ш	"	. д		010, 010			1,110			01, 101	511,100

### (2) 家屋の価格段階別に関する調

			12 万円未	満のもの	12 万 18 万 円 未	円以上満のもの	18 万 23 万 円 未	円 以 上 満のもの	23 万 30 万円以	円 以 上	30 万円 50万円以	を 超 え
	X	分	(	1)	(	2	(	3	-	4	-	5
			件 数	価 格 (千円)	件数	価 格 (千円)	件数	価 格 (千円)	件数	価 格 (千円)	件数	価 格 (千円)
	建	専用住宅	4	321	2	315	7	1, 437	10	2, 655	27	10, 231
	築	併用住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木	分	その他	0	0	2	349	1	187	5	1, 295	16	6, 286
	承	専用住宅	6	494	29	4, 359	30	6, 241	75	19, 981	146	55, 546
造	継	併用住宅	0	0	5	772	3	573	4	1, 075	6	2, 683
	分	その他	4	143	6	904	5	1,016	5	1, 396	10	3, 975
		小 計	14	958	44	6, 699	46	9, 454	99	26, 402	205	78, 721
	建	専用住宅	0	0	1	141	1	221	2	558	10	4, 197
非	築	併用住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分	その他	3	78	1	175	0	0	3	798	0	0
木	承	専用住宅	8	312	12	1, 712	3	604	0	0	103	45, 283
	継	併用住宅	0	0	0	0	0	0	1	259	0	0
造	分	その他	0	0	1	145	2	430	3	771	15	5, 616
		小計	11	390	15	2, 173	6	1, 255	9	2, 386	128	55, 096
	合	計	25	1, 348	59	8, 872	52	10, 709	108	28, 788	333	133, 817

			50 万 円 350 万 円 以		350 万 円 420 万 円 以		420 万 円 450 万 円 以	を 超 え 下 の も の	450 万 円 1,000 万 円 以	
	X	分	(	9	C		(8		(	
			件 数	価 格 (千円)	件 数	価 格 (千円)	件 数	価 格 (千円)	件 数	価 格 (千円)
	建	専用住宅	349	749, 611	137	526, 256	53	231, 072	1, 296	10, 205, 872
	築	併用住宅	2	1, 902	1	4, 035	0	0	16	133, 170
木	分	その他	106	165, 236	8	29, 949	2	8, 640	25	159, 584
	承	専用住宅	1, 103	1, 646, 195	40	152, 633	14	60, 934	113	692, 164
造	継	併用住宅	38	58, 223	2	7, 883	1	4, 479	6	38, 854
	分	その他	28	41,898	1	3, 841	2	8, 733	3	18, 408
		小 計	1, 626	2, 663, 065	189	724, 597	72	313, 858	1, 459	11, 248, 052
	建	専用住宅	90	189, 044	65	259, 994	39	170, 966	370	2, 411, 179
非	築	併用住宅	1	1,591	1	3, 921	0	0	0	0
	分	その他	80	142, 492	9	34, 240	3	13, 125	36	256, 593
木	承	専用住宅	1, 187	1, 934, 726	76	302, 620	18	78, 669	281	1, 714, 562
	継	併用住宅	23	46, 593	5	18, 947	3	13, 147	23	145, 422
造	分	その他	95	163, 327	8	30, 110	3	12, 970	28	196, 136
		小 計	1, 476	2, 477, 773	164	649, 832	66	288, 877	738	4, 723, 892
	合	計	3, 102	5, 140, 838	353	1, 374, 429	138	602, 735	2, 197	15, 971, 944

	×	. 分	1,000 万円 1,100 万円以		1,100 万円 1,200 万円以		1,200 万円 1,300 万円以	人下のもの	1,300 万 円 1,400 万 円 以	
		. )/	件数	価 格 (千円)	件数	価格 (千円)	件数	価 格 (千円)	件 数	価 格 (千円)
	建	専用住宅	208	2, 172, 441	96	1, 097, 474	51	634, 382	32	430, 658
	築	併用住宅	4	41, 038	3	34, 095	2	24, 857	3	40, 205
木	分	その他	2	20, 563	3	34, 891	1	12, 517	1	13, 301
	承	専用住宅	2	20, 783	0	0	0	0	0	0
造	継	併用住宅	1	10, 512	2	23, 108	0	0	0	0
	分	その他	0	0	1	11, 457	0	0	0	0
		小 計	217	2, 265, 337	105	1, 201, 025	54	671, 756	36	484, 164
	建	専用住宅	68	700, 988	43	492, 242	31	386, 253	29	381, 704
非	築	併用住宅	1	10, 664	0	0	0	0	1	13, 355
	分	その他	4	42, 069	1	11, 525	2	24, 574	3	40, 815
木	承	専用住宅	9	93, 110	5	57, 520	1	12, 381	0	0
	継	併用住宅	1	10, 322	6	69, 533	0	0	2	26, 909
造	分	その他	2	20, 950	4	45, 325	3	37, 216	4	53, 713
		小 計	85	878, 103	59	676, 145	37	460, 424	39	516, 496
	合	計	302	3, 143, 440	164	1, 877, 170	91	1, 132, 180	75	1, 000, 660

			1,400 万円 1,500 万円以	」を超え 以下のもの	1,500 万 円 1,600 万 円 以	」を超え 以下のもの	1,600 万円 1,700 万円以	を超え 从下のもの	1,700 万 円 1,800 万 円 以	を 超 え
	×	分	(1		(1		(1		(i	
			件 数	価 格 (千円)	件 数	価 格 (千円)	件 数	価 格 (千円)	件 数	価 格 (千円)
	建	専用住宅	21	305, 098	7	107, 380	8	131, 613	1	17, 799
	築	併用住宅	3	43, 441	3	45, 405	2	33, 076	1	17, 254
木	分	その他	1	14, 147	1	15, 015	1	16, 844	0	0
	承	専用住宅	0	0	0	0	0	0	0	0
造	継	併用住宅	0	0	0	0	0	0	0	0
	分	その他	0	0	0	0	0	0	1	17, 110
		小 計	25	362, 686	11	167, 800	11	181, 533	3	52, 163
	建	専用住宅	24	347, 349	4	61, 942	6	97, 928	5	87, 146
非	築	併用住宅	0	0	1	15, 838	0	0	0	0
	分	その他	3	44, 058	4	61, 641	5	81, 811	5	86, 658
木	承	専用住宅	2	29, 686	3	46, 050	1	16, 112	1	17, 449
	継	併用住宅	0	0	2	30, 542	1	16, 675	0	0
造	分	その他	4	58, 926	1	15, 948	3	49, 134	1	17, 155
		小 計	33	480, 019	15	231, 961	16	261, 660	12	208, 408
	合	計	58	842, 705	26	399, 761	27	443, 193	15	260, 571

	×	分	1,800 万円 1,900 万円以	」を 超 え 从下 の も の 8	1,900 万円 2,000 万円以		2,000 万円を		合	計
		· 27	件数	9 価格 (千円)	件数	価 格 (千円)	件数	が 価格 (千円)	件数	が 価 格 (千円)
	建	専用住宅	4	74, 239	2	39, 197	2	41, 626	2, 317	16, 779, 677
	築	併用住宅	0	0	1	19, 949	7	187, 992	48	626, 419
木	分	その他	0	0	1	19, 850	3	129, 485	179	648, 139
	承	専用住宅	0	0	0	0	1	23, 818	1, 559	2, 683, 148
造	継	併用住宅	0	0	0	0	0	0	68	148, 162
	分	その他	0	0	0	0	1	57, 037	67	165, 918
		小 計	4	74, 239	4	78, 996	14	439, 958	4, 238	21, 051, 463
	建	専用住宅	3	55, 522	2	39, 259	4	105, 238	797	5, 791, 871
非	築	併用住宅	0	0	0	0	11	266, 196	16	311, 565
	分	その他	9	166, 438	5	98, 142	73	11, 648, 700	249	12, 753, 932
木	承	専用住宅	1	18, 954	0	0	20	948, 510	1, 731	5, 318, 260
	継	併用住宅	0	0	1	19, 453	16	707, 920	84	1, 105, 722
造	分	その他	3	55, 594	2	39, 061	22	1, 006, 647	204	1, 809, 174
		小 計	16	296, 508	10	195, 915	146	14, 683, 211	3, 081	27, 090, 524
	合	計	20	370, 747	14	274, 911	160	15, 123, 169	7, 319	48, 141, 987

#### (3) 土地に関する調

区分		iが法第73条の18 点 に 満 た ; ①			並びに法特例に該	14第6項から第10 <sup>1</sup> 附 則 第 11 条 等 当 し 、 全 額 控 ②	の課税標準の	*
	件数	面 積	価格 (乙円)	特 例 適 用 前 の 価 格	件数	面 積	価格 (石田)	特例適用前の価格
		(m²)	(千円)	(千円)		(m²)	(千円)	(千円)
住 宅 用 宅 地	3	66	143	284	1	202	5, 707	11, 413
上記以外の宅地	0	0	0	0	C	0	0	0
農地	3	1, 863	182	182	C	0	0	0
山林	0	0	0	0	C	0	0	0
その他	0	0	0	0	C	0	0	0
計	6	1, 929	325	466	1	202	5, 707	11, 413

#### (注1)価格欄について

- ①②・・・法附則第11条の5第1項の適用により課税標準とされる額
- ※・・・法附則第11条の5第1項の適用前の額(固定資産税評価額)
- (注2)地目の区分は、取得時の現況による。ただし、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」または 「上記以外の宅地」の欄に計上。

また、取得時には、現況「農地」「山林」「その他」であった土地であっても、宅地比準土地に該当している場合には「宅地」または「上記以外の 宅地」に計上。(以下、(4)土地の価格段階別に関する調まで同じ。)

区	分		から第73条の7まで ,②に該当す 3	及び法附則第10条 る 以 外 の も の	*
		件数	面 積	価 格	特例適用前の価格
			(m²)	(千円)	(千円)
住 宅 用	宅 地	4, 910	1, 682, 601	16, 168, 057	32, 330, 606
上記以外	の宅地	636	854, 912	2, 458, 748	4, 908, 850
農	地	349	749, 627	77, 923	77, 923
山	林	356	11, 969, 915	120, 060	120, 060
そ の	他	18	21, 033	7, 099	7, 099
計	-	6, 269	15, 278, 088	18, 831, 887	37, 444, 538

### (注)価格欄について

- ③・・・法附則第11条の5第1項の適用により課税標準とされる額。 ※・・・法附則第11条の5第1項の適用前の額(固定資産税評価額)。

区分	まで及び第14 条 等	第6項から第10項 項びに法附則第11 の 課 税 該当したもので② の も の		·例を適用した後の名 す る 免 税 点 に: ⑤	質が法第73条の15の 満 た な い も の
	件 数	控 除 額 (千円)	件数	面 積 (m²)	価 格 (千円)
住 宅 用 宅 地	19		12		
上記以外の宅地	8	5, 495	0	0	0
農地	35	4, 165	0	0	0
山 林	0	0	2	9, 157	132
その他	0	0	0	0	0
1100	62	52, 533	14	9, 977	1,064

区分	課税標準額	減免等される 前の税額		4の規定の適用に <b>は</b> 額されるもの ⑧		24の規定に該当 で ⑧ 以外のもの ⑨
	⑥ ③-④-⑤ (千円)	⑦ (千円)	件数	減額した額 (千円)	件数	減額した額 (千円)
住 宅 用 宅 地	16, 124, 252		1, 275	86, 697	378	
上記以外の宅地	2, 453, 253	73, 886	56	4, 112	39	2, 980
農地	73, 758	2, 211	0	0	2	7
山 林	119, 928	3, 577	0	0	1	7
その他	7, 099	212	0	0	0	0
計	18, 778, 290	562, 976	1, 331	90, 809	420	36, 654

区		分	⑦のうち、法多 適用により徴収	育73条の25の規定の 猶予をしているもの	の27の7まで並 の4、第12条の	の2から法第73条 びに法附則第11条 規定により減額、 免除をしたもの	法第73条の により減り	31、他法の規定 色等をしたもの ⑪	調定額(千円)
			件数	徴 収 猶 予 額	件数	減額、納税義務 の免除をした額		減免等した額	
住 宅	用	宅 地	4	(千円)	1	(千円)	7	(千円)	361, 985
上記以	外	の宅地	0	0	6	825	0	0	65, 969
農		地	0	0	20	147	0	0	2, 057
山		林	0	0	0	0	0	0	3, 570
そ	の	他	0	0	0	0	0	0	212
	計		4	5, 062	27	989	7	731	433, 793

# (4) 土地の価格段階別に関する調

		き満のもの	13 万円以		13 万円 20万円以	人下のもの		以下のもの	150 万円を超え 200万円以下のもの ⑤		
区 分	件数	① 価格 (千円)	件 数	② 価 格 (千円)	件数	③ 価格 (千円)	件数	<ul><li>④</li><li>価 格</li><li>(千円)</li></ul>	件数	価格 (千円)	
住宅用宅地	11	701	50	5, 877	135	21, 749	1, 820	1, 498, 942	496	862, 801	
上記以外の宅地	1	15	14	1,623	42	6, 846	270	204, 340	36	62, 055	
農地	6	401	82	9, 506	123	19, 686	141	48, 512	0	0	
山 林	5	215	77	8, 788	98	15, 745	168	77, 109	4	7, 116	
その他	1	11	3	354	2	313	12	6, 421	0	0	
計	24	1, 343	226	26, 148	400	64, 339	2, 411	1, 835, 324	536	931, 972	

<sup>(</sup>注) 価格については、法附則第11条の5第1項の適用により課税標準とされる額。

		200 万円 500 万円以	以下のもの		9 を 超 え 以下のもの	2,000 万円	円 を 超 え 以下のもの		を超えるもの	合	計
区	分		6		7		8		9		10
	ग्र	件数	価格 (千円)	件数	価格 (千円)	件数	価 格 (千円)	件数	価格 (千円)	件数	価 格 (千円)
住宅用	1 宅地	1, 674	5, 287, 862	498	3, 289, 854	137	1, 895, 235	93	3, 310, 886	4, 914	16, 173, 907
上記以外	トの宅地	169	560, 620	57	380, 336	24	350, 381	23	892, 532	636	2, 458, 748
農	地	0	0	0	0	0	0	0		352	78, 105
Щ	林	4	11, 087	0	0	0	0	0	0	356	120, 060
その	)他	0	0	0	0	0	0	0	0	18	7, 099
計	t	1,847	5, 859, 569	555	3, 670, 190	161	2, 245, 616	116	4, 203, 418	6, 276	18, 837, 919

<sup>(</sup>注) 価格については、法附則第11条の5第1項の適用により課税標準とされる額。

# (5) 課税標準の特例の適用状況に関する調(本法)

	区		分	含み、法 及び第12項除く。)	14第1項 (第2項を 材則第11条第9項 に該当するもの に該当するもの 円 控 除 特 例 )	該 当	たの14第3項に するもの 連適合既存住宅控 時 例 )	該 当	eの14第5項に するもの 宅等控除特例)	該当	eの14第6項に するもの 控除特例)	該 当	たの14第7項に するもの 1再開発事業)
			~	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控除額(千円)	件 数	控除額 (千円)
家	建	築	分	2, 572	18, 636, 477			0	0	15	34, 198	0	0
	承	継	分	2	11, 260	738	2, 433, 046	0	0	1	2, 138	0	0
屋	小		計	2, 574	18, 647, 737	738	2, 433, 046	0	0	16	36, 336	0	0
	土		地							23	45, 472	0	0
		計		2, 574	18, 647, 737	738	2, 433, 046	0	0	39	81, 808	0	0

	X		分	法第73 第1号に (土地]	条の14第8項 該当するもの 区画整理法)	法第73 第2号に (都市	条の14第8項 該当するもの 再開発法)	法第73 第3号に (防災者	条の14第8項 該当するもの 街区整備法)	法第73 第1号に (農振地域	条 の 14 第 9 項 該 当 す る も の 或 (交換分合))	法第73 第2号に (農振地域	条の14第9項 該当するもの 或(整備計画))
	į.		ਸ	件 数	控除額 (千円)	件 数	控除額 (千円)	件 数	控除額 (千円)	件 数	控除額(千円)	件 数	控 除 額 (千円)
家	建	築	分	0	0	0	0	0	0				
	承	継	分	0	0	0	0	0	0				
屋	小		計	0	0	0	0	0	0				
	土		地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	<b></b>		分	に該当	条の14第10項 áするもの f区整備事業)			該当(家庭自	:の14第11項に するもの 的保育事業) #によった場合)	該 当	するもの 問型保育事業)	該 当 (居宅訪	: の14第12項に するもの 問型保育事業) #によった場合)
	A		N	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控除額(千円)	件 数	控除額(千円)	件 数	控除額(千円)	件 数	控除額 (千円)
家	建	築	分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	承	継	分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋	小		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土		地	0	0							0	0
		計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	区	分	該 当 (事業月	たの14第13項に するもの f内保育事業) 実績)	該 当 (事業所	:の14第13項に するもの f内保育事業) #によった場合)	該当	:の14第14項に するもの 舌困窮者就労訓練 業)	小 ( - 2	計 本 法 )
	Δ.	n	件数	控 除 額 (千円)	件 数	控除額(千円)	件 数	控除額(千円)	件 数	控除額 (千円)
家	建	築 分	0	0	0	0	0	0	2, 587	18, 670, 675
	承	継 分	0	0	0	0	0	0	741	2, 446, 444
屋	小	計	0	0	0	0	0	0	3, 328	21, 117, 119
	土 地		0	0					23	45, 472
		計	0	0	0	0	0	0	3, 351	21, 162, 591

### (6) 課税標準の特例の適用状況に関する調(附則・合計)

	区	分		法 附 則 第(農用地和	第 11 条 第 1 項 利用集積計画)	法 附 則 第	第 11 条 第 2 項 格 堤 防 )	法 附 則 第	第 11 条 第 3 項 目 的 会 社 )	法 附 則 第	第 11 条 第 4 項 託 の 引 受 け )	法附則 9	第 11 条 第 5 項 資 法 人 )
		~		件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)
-	建	築	分			0	0	0	0	0	0	0	0
家屋	承	継	分			0	0	0	0	0	0	0	0
/#4	小		計			0	0	0	0	0	0	0	0
	土		地	39	4, 737			2	8, 067	0	0	0	0
	·	<del> </del>		39	4, 737	0	0	2	8, 067	0	0	0	0

	区	分		法 附 則 賃	第 11 条 第 6 項 [公共施設等])	法 附 則 等 (認定都 (実	第 11 条 第 7 項 市 再 生 計 画 ) 續 )	法 附 則 章 (認定都 (参酌基準	第 11 条 第 7 項 市 再 生 計 画) ほによった場合)	法 附 則 5 (P F I	Ř 11 条 第 8 項 〔国立大学〕)	法 附 則 第 (認定長	第 11 条 第 9 項 期 優 良 住 宅 )
				件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)
-	建	築 分		0	0	0	0		0	0	0	300	3, 214, 515
家屋	承	継 分		0	0	0	0		0	0	0	0	0
圧	小	計		0	0	0	0		0	0	0	300	3, 214, 515
	土	地				0	0		0				
		計	•	0	0	0	0		0	0	0	300	3, 214, 515

	区	分	法 附 則 第	第 11 条 第 10 項 無 形 文 化 財 )	法 附 則 第 (農林漁業) 化	第 11 条 第 11 項 経営近代化・合理 )	法 附 則 第 ( サ ー 高齢者向	第11条第12項 ビス付き け賃貸住宅)	法附則第11 (不動産特 : 小 規 模	条第13項第1号イ 定共同事業契約 、既存家屋)	法附則第11 (不動産料 :小規模、	条第13項第1号ロ 計定共同事業契約 既存家屋の敷地)
		,,	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)
-	建	築 分	0	0	0	0	71	184, 659				
家屋	承	継 分	0	0	0	0			0	0		
/==:	小	計	0	0	0	0	71	184, 659	0	0		
	土	地	0	0							0	0
		計	0	0	0	0	71	184, 659	0	0	0	0

	区	分	(不動産特	条第13項第2号イ 定共同事業契約 る屋の敷地)	法附則第11 (不動産特 : 建 替	定共同事業契約	(不動産料	条第13項第2号ハ 計定共同事業契約 特 定 家 屋)		定共同事業契約	(不動産特	条第13項第2号ホ f定共同事業契約 家屋の敷地)
			件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)
, the	建	築 分					0	0				
家屋	承	継 分			0	0			0	0		
庄	小	計			0	0	0	0	0	0		
	土	地									0	0
	i	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	区		法 附 則 第 11 条 第 14 項 (健康サポート薬局)		法附則第11条第15項(低未利用土地)		法 附 則 第 11 条 第 16 項 (認定経営力向上計画)		法附則第11条の5第1項 (宅 地評 価 土 地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による 代替家屋)	
	,		件 数	控除額 (千円)	件 数	控除額 (千円)	件 数	控除額 (千円)	件 数	控除額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)
-	建	築 分	0	0							0	0
家屋	承	継 分	0	0			0	0			0	0
/==	小	計	0	0			0	0			0	0
	土	地	0	0	0	0			5, 540	18, 618, 500		
	Ī	計	0	0	0	0	0	0	5, 540	18, 618, 500	0	0

	区	分	法附則第51条第2項 (東日本大震災による 代替家屋の敷地)		法 附 則 第 51 条 第 3 項 (東日本大震災による 代 替 農 用 地 )		法 附 則 第 51 条 第 4 項 (東日本大震災に伴う原子力 発電所の事故による代替家 屋 )		法 附 則 第 51 条 第 5 項 (東日本大震災に伴う原子力発電所 の事故による代替家屋の敷地)		法 附 則 第 51 条 第 6 項 (東日本大震災に伴う原子力 発電所の事故による代替農用 地	
			件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)
ıl.	建	築 分					0	0				
家屋	承	継 分					0	0				
/±	小	計					0	0				
	土	地	0	0	0	0			0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	区	分	法附則第(津波被土地。	51条の2第3項 (災区域で行う (良事業)	廃止後もなおその効力を 有する課税標準の特例の 規定に該当するもの		その他課税標準の特例の規定に該当するもの		小 計 ( 附 則 )		合計(本法・附則)	
			件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)
ı,	建	築 分			0	0	0	0	371	3, 399, 174	2, 958	22, 069, 849
家屋	承	継 分			0	0	0	0	0	0	741	2, 446, 444
上	小	計			0	0	0	0	371	3, 399, 174	3, 699	24, 516, 293
	土	地	0	0	0	0	0	0	5, 581	18, 631, 304	5, 604	18, 676, 776
		<del>}</del>	0	0	0	0	0	0	5, 952	22, 030, 478	9, 303	43, 193, 069

# (7) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況に関する調

		注 第 73 <b>条</b>	の2第7項に	法第73条の	24 第 1 項 第 1 号	法第73条の2	24第1項第2号に		
		該 当 す	る も の	(法第73条の25、注	去第73条の27を含む。) するもの		- る も の E用土地(1年前内		· る も の 『用十地(新築1年
	区 分	(附帯設	備分減額)	(特例適用住宅用	土地(2年以内新築))	新	築 ))	以以	内 ))
		件 数	措 置 額 (千円)	件 数	措置額 (千円)	件 数	措置額 (千円)	件 数	措置額 (千円)
	減額をしたもの	7	1,618		(111)		(111)		(111)
家	納税義務を免除したもの								
屋	徴収猶予をしたもの	0	0						
_	減額をしたもの			840	64, 517	250	22, 168	1	103
土	納税義務を免除したもの								
地	徴収猶予をしたもの			4	5, 062				
	合 計	7	1,618	844	69, 579	250	22, 168	1	103
		法第73条の24第2項	(第1号(法第73条の25、	法第73条の2	24 第 2 項 第 2 号 に	法第73条の24第3項	頁第1号(法第73条の25、	法第73条の24第3項	(第2号(法第73条の25、
1		法第73条の27を含	む。)に該当するもの	該当す	- る も の 基準適合既存住宅用	法第73条の27を含	む。)に該当するもの		
	区 分	( 1 年			年 前 内 ))	( 1 年	以 内 ))	( 1 年	前 内 ))
		件 数	措置額	件 数	措置額	件 数	措置額	件 数	措置額
	繊細をしたしゃ		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)
家	減額をしたもの納税義務を免除したもの								
屋	徴収猶予をしたもの								
	減額をしたもの	652	39, 939	5	482	3	254	0	0
土	納税義務を免除したもの								
地	徴収猶予をしたもの	0	0					0	0
	合 計	652	39, 939	5	482	3	254	0	0
		注 <b>笠</b> 79 冬	の 27 の 2 に	注 <b>第 79</b> 条	の 27 の 3 に	<b>注 笤 79 久</b>	の 27 の 4 に	)+ 95 70 8 00 07 0	となりで(如りできた)
		該 当 す	る も の	該 当 す	- るもの	該当す	- るもの	む。) に 訪	)5第1項(第2項を含 変 当 す る も の
	区 分	(耐震基準	不適合住宅)	(被収用不動	産の代替不動産)	(譲渡挂	旦 保 財 産 )	(第2種市街	i 地 再 開 発 事 業)
		件 数	措置額	件 数	措 置 額	件 数	措 置 額	件 数	措 置 額
		11 30	(千円)	11 30	(千円)	11 30	(千円)	11 30	(千円)
家	減額をしたもの	6	226	2	150				
屋	納税義務を免除したもの					0	0		0
	徴収猶予をしたもの	0	0	0	0	0	0	0	0
土	減額をしたもの納税義務を免除したもの			1	17		0	0	0
地	徴収猶予をしたもの			0	0	0	-	_	,
	合 計	6	226	3	167	0			
		I		I	I .		I .		
		)). Mr mo 47		VI. Arts mo Az				法附則第11	条の4第3項に
			の 27 の 6 に る も の		の 27 の 7 に - る も の	む。)に該	)4第1項(第2項を含 亥 当 す る も の	7 日 9	る も の き高齢者向け賃貸
	区 分	(農地利用集	<b>漬円滑化団体等)</b>	(土地	改良区)	(心身障害者	多数雇用事業所)	住住	宅 )
		件 数	措置額	件 数	措置額	件 数	措置額	件 数	措置額
	Sulls affect at 1 at 2 as		(千円)		(千円)	0	(千円)		(千円)
家	減額をしたもの納税義務を免除したもの					0	0		
屋	徴収猶予をしたもの					0	0		
	減額をしたもの							1	480
土	納税義務を免除したもの	20	147	0	0				
地	徴収猶予をしたもの	0	0	0	0			0	0
	合 計	20	147	0	0	0	0	1	480
		法附則第11条	の4第4項(第5項を	法附訓第11条	の4第6項(第7項を	法 附 則 第	12 条 第 1 項	<b>座 ⊩ 後 </b> ≢	。 なおその
		含む。) に	該当するもの	含む。) に	該当するもの	(第3項	を 含 む 。 )	効力を有っ	する減免等の
	区 分	(頁取再販	事業(住宅))	(頁取再販	事業(土地))	に該当	するもの	規定に該	当するもの
		件 数	措置額	件 数	措置額	件 数	措置額	件 数	措置額
	減額をしたもの	17	(千円)		(千円)		(千円)	0	(千円)
家	納税義務を免除したもの	11	100					0	
屋	徴収猶予をしたもの	0	0					0	
J.	減額をしたもの			5	345			0	0
土	納税義務を免除したもの					0	0	0	0
地	徴収猶予をしたもの			0	0	0	0	0	0

	区分	その他減に 該当	免等の規定するもの	合	計
		件 数	措 置 額 (千円)	件 数	措 置 額 (千円)
家	減額をしたもの	16	91, 249	48	94, 023
1	納税義務を免除したもの	0	0	0	0
屋	徴収猶予をしたもの	0	0	0	0
土	減額をしたもの	7	731	1, 765	129, 036
	納税義務を免除したもの	0	0	20	147
地	徴収猶予をしたもの	0	0	4	5, 062
	合 計	23	91, 980	1, 837	228, 268